

由布市告示第99号

平成19年第4回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成19年11月28日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成19年12月6日
- 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂

開会日に応招した議員

小林華弥子君	高橋 義孝君
新井 一徳君	佐藤 郁夫君
佐藤 友信君	溝口 泰章君
西郡 均君	淵野けさ子君
太田 正美君	二宮 英俊君
藤柴 厚才君	佐藤 正君
江藤 明彦君	田中真理子君
利光 直人君	久保 博義君
小野二三人君	吉村 幸治君
工藤 安雄君	生野 征平君
山村 博司君	後藤 憲次君
丹生 文雄君	三重野精二君

応招しなかった議員

立川 剛志君	佐藤 人巳君
--------	--------

平成19年 第4回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成19年12月6日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成19年12月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 議案第79号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第80号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第81号 由布市小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第82号 由布市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- 日程第9 議案第83号 由布市交流体験施設条例の一部改正について
- 日程第10 議案第84号 由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第85号 土地改良事業の施行について「祐照庵地区」
- 日程第12 議案第86号 土地改良事業の施行について「影戸地区」
- 日程第13 議案第87号 平成19年度由布市一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第14 議案第88号 平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第89号 平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第16 議案第90号 平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第17 議案第91号 平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第92号 平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第93号 平成19年度由布市水道事業会計補正予算(第2号)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 議案第79号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第80号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第81号 由布市小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第82号 由布市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- 日程第9 議案第83号 由布市交流体験施設条例の一部改正について
- 日程第10 議案第84号 由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第85号 土地改良事業の施行について「祐照庵地区」
- 日程第12 議案第86号 土地改良事業の施行について「影戸地区」
- 日程第13 議案第87号 平成19年度由布市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第88号 平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第89号 平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第90号 平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第91号 平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第92号 平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第93号 平成19年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）について

出席議員（24名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 4番 新井 一徳君 | 5番 佐藤 郁夫君 |
| 6番 佐藤 友信君 | 7番 溝口 泰章君 |
| 8番 西郡 均君 | 9番 淵野けさ子君 |
| 10番 太田 正美君 | 11番 二宮 英俊君 |
| 12番 藤柴 厚才君 | 13番 佐藤 正君 |
| 14番 江藤 明彦君 | 16番 田中真理子君 |
| 17番 利光 直人君 | 18番 久保 博義君 |

19番 小野 二三人君	20番 吉村 幸治君
21番 工藤 安雄君	22番 生野 征平君
23番 山村 博司君	24番 後藤 憲次君
25番 丹生 文雄君	26番 三重野精二君

欠席議員（2名）

3番 立川 剛志君	15番 佐藤 人巳君
-----------	------------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 二ノ宮健治君	書記 衛藤 哲雄君
書記 馬見塚量治君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	森光 秀行君
教育長	二宮 政人君	総務部長	小野 明生君
総務課長	秋吉 洋一君	総合政策課長	二宮 正男君
財政課長	米野 啓治君	会計管理者	大久保富隆君
産業建設部長	篠田 安則君	水道課長	目野 直文君
健康福祉事務所長	今井 干城君	保険課長	飯倉 敏雄君
健康温泉館長	佐藤 和利君	環境商工観光部長	佐藤 純史君
挾間振興局長	後藤 巧君	庄内振興局長	大久保眞一君
湯布院振興局長	佐藤 純一君	教育次長	後藤 哲三君
消防長	二宮 幸人君	代表監査委員	宮崎 亮一君

午前10時00分開会

議長（三重野精二君） おはようございます。本日ここに平成19年第4回由布市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には公私とも何かと御多忙の中、また寒さ厳しき中にかかわりませず御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、私ごとで恐縮ですが、議長に就任しまして初の議会でございます。前後藤議長のようなスムーズな議会運営ができないかと思いますが、誠心誠意取り組んでまいり所存でありますので、

議員各位並びに執行部の皆さんの御協力をお願い申し上げます。

また、議会の構成がえによりまして、常任委員会委員等の委員も新たな構成となりました。委員長を中心に活発な議論、活動を期待申し上げます。

早いもので、平成19年も残り少なくなってまいりましたが、市長、職員一丸となって新しい由布市づくりに日夜御奮闘いただいていることに、議会を代表して厚く御礼を申し上げます。

さて、今議会にも多くの重要な議案が提案されていますが、執行部の皆さんには真摯で親切丁寧な答弁を、そして議員各位におかれましては綿密周到な御審議により適切な結論に到達いたしますよう切望する次第であります。

また、市長を初め執行部の皆さんには、各常任委員会等における審議や現地調査に対し格段の御配慮、協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

それでは、開会に先立ち、本定例会の招集者であります市長のあいさつを受けます。市長。市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成19年第4回定例会の開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。月日のたつのは早いもので平成19年も余すところ3週間程度になりました。

この1年間、議員の皆様方には慎重なる議案審議を初め、一般質問におきましても数多くの御示唆をいただき、まことにありがとうございました。心より感謝とお礼を申し上げます。

また、11月8日の臨時会におきまして、三重野議員さんの議長就任を初め、新しい由布市議会の体制が整いました。三重野議長さんのもとで、由布市議会がこれまで以上に御発展、御活躍されますよう御期待を申し上げます。

さて、本日は平成19年第4回議会定例会を招集いたしましたところ、公私ともに大変お忙しい中、病氣療養中でございます佐藤人巳議員、立川剛志議員さんを除きます議員全員の御出席をいただき、心からお礼を申し上げます。

本議会では、議案第79号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてから議案第93号平成19年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）についてまで15議案を上程させていただきます。いずれも重要な案件でございますので、慎重なる御審議をお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。議長（三重野精二君） ただいまの出席議員数は24人です。立川議員、佐藤人巳議員が入院のため欠席届が出ております。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第4回由布市議会定例会を開会します。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名について

議長（三重野精二君） まず、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により 4 番、新井一徳君、5 番、佐藤郁夫君の 2 名を指名します。

日程第 2 . 会期の決定について

議長（三重野精二君） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 19 日までの 14 日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から 12 月 19 日までの 14 日間と決定をしました。

日程第 3 . 諸報告

議長（三重野精二君） 次に、日程第 3、諸報告を行います。

まず、議長より報告をいたします。11 月 7 日までについては、前後藤議長が出席をし、11 月 8 日以降については現議長が出席となっております。

9 月 15 日、別府市野口原総合運動公園にて議員ソフトボール大会が開催され、議員各位とともに出席をいたしました。

9 月 17 日、龍原公民館にて平成 19 年度龍原区敬老会が開催され、出席をいたしました。

9 月 20 日、湯布院公民館にて平成 19 年度由布市大分南地区交通安全大会が開催され、出席をいたしました。

9 月 28 日、挾間町同尻河川公園にて第 20 回大分県内水面漁業振興フォーラムに伴う記念放流が行われました。引き続き、はさま未来館にて記念式典が挙行され出席をいたしました。

10 月 2 日、大分市大分センチュリーホテルにて国道 210 号改修促進協議会役員会が開催され出席をいたしました。

10 月 5 日、庄内庁舎にて行財政改革特別委員会が開催され、同席をいたしました。

10 月 8 日、豊後大分家畜市場にて第 9 回全国和牛能力共進会出場由布市激励壮行会が開催され、出席をいたしました。

10 月 9 日、庄内庁舎にて由布市学校給食センター建設策定委員会が開催され、出席をいたしました。

10月10日、鳥取県にて第9回全国和牛能力共進会が開催され、議員各位とともに応援に行
ってまいりました。

10月16日、挟間庁舎にて日出生台演習場対策特別委員会、それに引き続き議会運営委員会
が開催され、同席をいたしました。

10月17日、庄内庁舎にて由布市学校給食センター建設策定委員会が開催され、出席をいた
しました。

10月18日、長崎県諫早市にて九州市議会議長会第3回理事会が開催され、局長とともに出
席をいたしました。

10月20日、はさま未来館にて「チャレンジ！おおいた国体開催1年前イベント」が開催さ
れ、出席をいたしました。

10月23日、挟間庁舎にて全員協議会を開催しました。引き続き、大分市大分東洋ホテルに
て平成19年度大分県市議会議長会議員研修会が開催され、議員各位とともに出席をいたしまし
た。

10月24日、庄内公民館にて平成19年度由布市戦没者追悼式が挙行され、追悼の辞を述べ
ました。

10月25日、庄内庁舎にて由布市学校給食センター建設策定委員会が開催され、出席をいた
しました。

10月27日、湯布院公民館にて第40回公民館まつりが開催され、出席をいたしました。

10月28日、東京都千代田区学士会館において、在京由布市会に出席をするため、市長とと
も上京いたしました。

11月2日、庄内公民館にて由布市職員労働組合第3回定期大会が開催され、出席をいたしま
した。

同日、庄内町にて第9回全国和牛能力共進会反省会が開催され、出席をいたしました。

11月3日、庄内総合運動公園にて「第18回庄内神楽祭り・第26回庄内町ふるさと祭り」
が開催され出席をいたしました。

11月4日、谷小学校にて谷ヨイトコセ祭りが開催され出席をいたしました。

同日、はさま未来館にて第10回総務大臣杯日本太鼓ジュニアコンクール大分県大会及び大分
県太鼓連合チャリティーコンサート2007が開催され、出席をいたしました。

11月5日、挟間庁舎にて議会運営委員会が開催され、同席をいたしました。

11月6日、湯布院庁舎にて由布市地域保健委員会理事会が開催され、出席をいたしました。

11月8日、挟間庁舎議会議事堂にて平成19年第2回由布市議会臨時会が招集され、議長、
副議長、常任委員会、特別委員会など、議会構成の変更及び執行部提案の議案2件について議決

をいたしました。

1 1月13日、岡山県津山市議会の広報調査特別委員会が視察研修のため湯布院庁舎に来庁され、新・旧議会広報編集特別委員長とともに対応いたしました。

1 1月17日、はさま未来館にて平成19年度由布市地域教育振興大会が開催され、出席をいたしました。

1 1月18日、東庄内小学校にて東庄内小学校開校百周年記念事業が開催され、出席をいたしました。

1 1月22日、佐伯市にて由布市・佐伯市の観光・地域振興交流推進にかかわる交流協定書調印式が挙行され、出席をいたしました。

1 1月23日、湯布院コミュニティセンターにて第20回大分県都市対抗女子駅伝競走大会結団式が挙行され、出席をいたしました。

1 1月26日、庄内庁舎にて全員協議会を開催しました。

1 2月3日、別府市ビーコンプラザにて第1回アジア・太平洋水サミットが開催され、出席をいたしました。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、9月議会以降の行政報告をさせていただきます。

まず、10月4日、全国市町村職員退職手当組合連合会が東京で開催されました。翌5日から7日までの3日間、「おおいた国体」本番に向けての研修のため秋田国体の視察に行っていました。現地では、特にボランティアの活動状況や交通案内の取り組み状況などをじかに見聞き、実のある研修ができたところであります。この研修成果を来年の「おおいた国体」にぜひとも生かしてまいりたいと考えております。

次に、10月8日、秋晴れのもと、湯布院町川上の野々草台地におきまして第33回牛喰い絶叫大会が開催され 秋晴れではありません 豪雨、雨の中でありましたが（笑声）、開催されまして400名から500名近い方々が参加され、雨の中でありましたけれども大いににぎわったところであります。

また、同日、全国和牛能力共進会の出発式が庄内家畜市場で開催をされました。

10日には、湯布院健康温泉館で自衛隊協力会大分県連合会の総会が開催され、会長として出席をいたしました。

次に、12日、JAさわやかが、南庄内地区で実施しました県営圃場整備事業において貸付金の一部返済が滞っていることに対し由布市が損失補償契約に基づく補償を履行していないと、大分地裁へ訴訟を起こしました。この補償金につきましては、本会議の議案第87号で上程させていただいております。また、去る6月議会におきまして、議会から出されました御意見につま

しては現在も引き続き調査及び協議を行っているところでございますが、議会上程できる状況になれば損失補償についての追加議案をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、12日から14日まで、島根県で開催されました第9回全国和牛能力共進会の応援に出かけました。由布市の出品牛は全国でも上位に位置し、若雌の部、繁殖牛の部、肉牛の部の3部門に出品できた市町村は他になく、和牛産地としての評価を高められたことは大変喜ばしいことであると思っております。

続きまして、17、18日の両日は、九州市長会が佐賀市で開催されました。20日には、挟間の未来館で国体1年前イベントを開催いたしました。

22日、23日の両日、道路整備促進期成会同盟会全国協議会の理事会が東京で開催されました。また、その足で国土交通省を訪問し、砂防や210号線あるいは景観等についてのお礼やお願いを申し上げたところでございます。

24日、庄内公民館で第2回由布市戦没者追悼式が開催され、戦火により倒れました人々の冥福を参加者一同でお祈りをしたところでございます。

27日、湯布院公民館祭りが開催され、午後からは由布岳南麓野焼きシンポジウムが開催されました。シンポジウムでは、雄大な由布岳山麓の原野を維持するための野焼きが高齢化により大変厳しくなっている現状の報告と、ボランティア組織や行政の支援策などについて活発な意見交換が行われました。

28日は、在京由布市会が開催され、100名近い由布市出身の方々と貴重な意見交換を行ってまいりました。

また、同日は第23回ゆふいんオータムフェアが開催されましたが、歴史あるこのイベントも諸般の事情により今回をもって幕を閉じることになりました。これまで開催に当たり御尽力をいただいた関係者の皆さんに心から敬意とお礼を申し上げます。

次に、11月1日、四者協の協定調印式が大分県庁で開催をされました。在沖縄米海兵隊の実弾射撃訓練については、今後も市民の安全・安心確保策を最優先に位置づけて、協定書が遵守されるよう慎重に見守ってまいりたいと考えております。

11月2日、企業誘致に向けた取り組みを強化するため、庁内に設置しました企業立地促進プロジェクト会議の第1回会議を開催いたしました。今後、プロジェクト会議では、立地に適した用地の選定や情報収集などを行い、企業誘致に向けた実践的な取り組みを行うことになっております。

3日の日は、第18回庄内神楽まつりが神楽殿にて開催され、地元の保育園児や由布高校生が参加する一方で、ことしも湯布院地域からも3団体が参加するなど祭りを盛り上げました。

4日は、秋の全国火災予防デーの日でございまして、市内各所において消防団員が出動し、訓練などに従事したところでございます。

11、12日は、挾間町で「第22回はさま、きちょくれ祭り」が開催されました。連日、市内外から多くの参加者が訪れにぎわいましたが、祭りの実行委員長として御活躍されました田中真理子議員さんには大変御苦労さまでございました。

翌12日の夕刻には、大分南署の協力を得て挾間町の未来館で市職員と教職員を対象にした行政暴力研修会を開催をしたところでございます。

続きまして、14日から16日までの間は、東京で開催されました全国市長会へ出席、また別府挾間道路改修促進期成会の要望などを国土交通省等に行ってまいりました。

17日は、未来館にて「地域協育を考える市民の集い」が開催されまして、応募されました優秀作品の表彰を行ったところであります。

18日は、第44回湯布院町子ども駅伝大会と東庄内小学校100周年記念式典が開催されました。

21日、22日の両日は、東京で地方自治法施行60周年記念式典と農業災害補償制度60周年記念事業推進大会並びに治水事業促進全国大会が開催され、出席をいたしました。

また、21日から23日まで、東京で九州地方国道整備促進総決起大会、地方の道路整備促進を求める全国大会が開催され、副市長が出席をいたしました。

22日は、由布市と佐伯市の観光協会による観光協定調印式が開かれまして、23日は第20回都市対抗女子駅伝競走大会由布市結団式が開催されました。

28日、大分合同新聞に掲載されました社会福祉協議会の居宅介護支援事業所での不正請求に関する事件でございまして、詳細につきましては、26日開催の全員協議会の中で説明をさせていただきましたが、2日後の28日、大分県よりケアプラン作成料を不正受給したとして3カ月間の業務停止とする行政処分が下されました。当時、社会福祉協議会の会長の席にありました私といたしましては、介護サービスの利用者の方々を初め多くの市民に御迷惑と心配をおかけしたことに対して、心からおわびを申し上げたいと思います。

また、社会福祉協議会には、市として利用者及び家族への今回の内容について十分説明をし、利用者及びその家族の安心確保に努めることや、不測の事態が生じた場合、挾間、湯布院の事務所にてサービスの提供を行うことなどについて通知をしたところでございます。

以上のほかに、11月は各地で産業文化祭や文化芸能振興大会など数多くの催し物が開催されましたが、市民の皆さんと意見交換の場を持ちたいとの願いから市長として可能な限り出席したところでございます。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長（三重野精二君） 次に、地方自治法第125条の規定により、平成19年第3回定例会において採択されました請願の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。副市長（森光 秀行君） おはようございます。平成19年第3回定例会において採択されました請願について、その後の処理経過及び結果をお手元にお配りをしております資料に沿って御報告いたします。

請願受理番号8、件名、長野地区「長野用水路改修工事」についての請願、この件につきましては延長約200メートルのやや大掛かりな水路改修となりますことから、国、県の補助制度を利用して実施することが必要と考えておりました、現在県の関係部署と協議をしているところでございます。

次に、請願受理番号9、件名、挾間町下市11班水路改修に関する請願書、この件につきましては、現地調査を行いますとともに請願に至った経緯等を十分考慮しながら、事業実施に向け今後の方針を現在検討しているところでございます。

次に、請願受理番号10、件名、国道210号線城陽ガソリンスタンドの交差点から医大バイパス、ジョイフル交差点までの改良工事に関する請願、この件につきましては、本路線の市道向原別府線は現在北方工区、七蔵司1工区、七蔵司2工区の3工区を重点に事業を現在実施中でございます。請願区間につきましては、全体事業の進捗等を見極めながら、改良整備に向け検討したいと考えております。

次に、請願受理番号12、件名、市道向原別府線側溝（水路）の蓋かけに関する請願、この件につきましては要望区間の現地調査を行いました、当面日常生活により密接に関係する箇所につきまして、19年度の施工を予定しているところでございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 請願の処理の経過及び結果報告は終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告を受けます。由布大分環境衛生組合議会議員、後藤憲次君。

由布大分環境衛生組合議会議員（後藤 憲次君） 皆さん、おはようございます。平成19年第2回由布大分環境衛生組合議会定例会の報告をいたします。

平成19年第2回由布大分環境衛生組合議会の定例会を、由布大分環境衛生組合議会室で平成19年12月5日、昨日午前10時から開催をされましたので、その結果を報告いたします。

会期は、当日1日限りとして認定1件、議案1件が上程をされました。認定第1号平成18年度由布大分環境衛生組合歳入歳出決算の認定についてであります。事務局から歳入歳出決算書に基づいて詳細な説明があり、平成18年度の決算額は収入済み額5億7,761万518円に対し、支出済み額が5億2,783万5,264円で、歳入歳出差し引き残高4,977万

5,254円となり翌年度繰越金となっているとの説明がありました。

続いて、監査委員、永松良雄氏から審査の期間は平成19年10月30日の1日間で、篠田議員と2名で審査を行ったことの決算審査報告がありました。

審査の意見といたしましては、「平成18年度よりし尿処理施設建設起債償還元金の返済が始まり、またリサイクルプラザ建設負担金等の多額な支出等があり、また原油急騰による燃料費、光熱水費等の増加に対応するなど、支出抑制の努力は認めますが、さらなる施設運営の適正化を望みます」との審査報告がなされました。

慎重審議の結果、全員の賛成により承認をされたところです。

議案第6号平成19年度由布大分環境衛生組合補正予算(第1号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,977万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,274万4,000円とするものです。歳入は前年度繰越金を2,977万5,000円を追加し、4,977万5,000円とするものです。

歳出補正では、総務費の減額865万円、衛生費では203万5,000円の増額であります。内容といたしましては、印刷製本費の増額、備品購入費等の増額であります。

また、今回の補正予算に3,200万円の限度額を定める債務負担行為の予算を計上しております。このことにつきましては、古紙回収を平成20年度から平成23年度までの4年間、業務委託を行うもので、今年度入札を執行するに当たり債務負担行為を計上するものです。

採決の結果、全員の賛成により可決をされました。

以上、平成19年第2回由布大分環境衛生組合議会定例会の報告を終わります。

ごみ収集についてであります。ことしの5月30日にスプレー缶が原因と見られる火災が発生しております。そのために、今後、危険物 スプレー缶やライター等の収集を別収集をしたいというような意見もございました。それから、古紙収集業務ですけれども、来年4月から行いたいということでもあります。これ、ことし退職者が1名出るそうです。そしてまた、資源プラが、今、月1回は大変たまって困るということで、4月からプラの回収を月に2回したいと、そういうことから古紙の収集を業務委託をしたいと、それで人件費を出したいというような報告でございます。

以上で報告を終わります。

議長(三重野精二君) 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、医療広域連合議会の報告を受けます。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、太田正美君。

大分県後期高齢者医療広域連合議会議員(太田 正美君) おはようございます。平成19年大分県後期高齢者医療広域連合議会の第1回定例会の結果報告をいたします。

平成19年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会が、平成19年11月19日、大分市役所大分市議会全員協議会室で開催されました。会期は、1日間であります。議決事件が2件、請願2件の審議が行われました。

まず、大分県後期高齢者医療に関する条例の制定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、平成20年4月から現在の老人保健制度にかわり、すべての75歳以上の方及び一定の障害のある65歳以上の方を対象とした新たな後期高齢者医療制度が実施されることから、法律などの関係法令が定められるもののほか、大分県において後期高齢者医療制度を運営するために保険料に関する事等、必要な事項を定めているものでございます。

議決の結果につきましては、賛成多数をもって可決されております。

なお、条例に規定されています保険料につきましては、平成20年度、21年度の2年間が対象となっております。

以下、保険料のことにについて説明いたします。

今回の決定されました保険料ですが、1人当たりの被保険者均等割額、年額であります。4万7,100円、所得割率が県は8.78%となっております。1人当たりの平均保険料額が両方あわせると年額で7万9,500円になります。

あと、軽減措置後の調定額のベースが1人当たりの平均保険料、年額ですが6万4,300円となります。賦課限度額は、年額で50万円です。また、特例によりまして、姫島村が保険料の特例により1人当たりの保険料が4万1,700円、所得割で7.78%となっております。

参考までに、今回大分県の後期高齢者医療保険者数ですが、16万5,950人となっております。それと、大分県の平成17年度1人当たり老人医療費が88万7,601円、全国順位で11番目となっております。

次に、平成18年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出の決算の認定の議案が審議されております。これは、広域連合の初年度となる平成19年2月から3月末までの2カ月間が対象の期間となっております。歳入合計で、2,731万5,410円、歳出合計2,521万4,429円、歳入歳出差し引き210万981円、この残高は財政安定基金の方に積み立てられます。

議決結果につきましては、賛成多数により認定されております。

次に、請願2件が上程され、議会運営委員会に付託された後、委員長報告として報告されております。本会議で採決されていますが、請願第1号後期高齢者医療制度の中止、見直しを国に求める請願、要旨は制度の中止、見直しをするよう国に意見書の提出を求めるものであります。これにつきましては、不採択となっております。

次に、請願第2号後期高齢者医療の見直しを求める請願、要旨、国に対し制度の見直しを求め

る意見書の提出及び被保険者の被保険者証の取り上げをやめるとともに独自の減免制度の創設を求めものについては、継続審査とされております。

以上が、後期高齢者医療広域連合の第1回定例会の審議結果であります。詳しい資料につきましては、手元にありますので必要な方はお申し出ください。

以上です。

議長（三重野精二君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告は終わりました。

次に、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査及び同法第199条の規定による財政援助団体監査、定期監査、行政監査の結果について代表監査委員より報告を求めます。宮崎代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） 皆さん、おはようございます。今回は、ただいま議長からの御報告にありましたように、例月出納検査と財政援助団体、それから定期監査、それに行政監査について報告させていただいております。

まず、例月出納検査の結果についての御報告であります。地方自治法第235条の2第1項の規定によりまして、平成19年9月から11月までの間に例月出納検査を行いましたので、その結果を同条第3項の規定により報告いたします。

検査の対象は、会計管理者及び企業管理者の保管する平成19年の8月から10月までの各月末の現金のあり高及び出納状況を対象といたしました。

検査月日は10月2日に8月分を、10月24日に9月分を、11月26日に10月分をとなっております。検査の結果、検査資料の計数は各月とも諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

お願い事項といたしましては、税と料の収入につきましては収納関係課、各課間の共通認識を持つために、打ち合わせの場を持つことが必要ではないか検討をお願いしました。

また、11月の出納検査時におきましては、4施設について現金実査を行いました。内容は4カ所でありまして、湯布院スポーツセンター、湯布院健康温泉館、みことピア、ほのぼの温泉館、挾間公民館、いずれも現地にて確認いたしましたが、適正に管理されておりました。

次に、財政援助団体等の監査の結果について御報告をいたします。地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査を行ったので、その結果を次のとおり報告します。

監査の対象といたしまして、湯布院振興局地域振興課の所管となっている由布市道の駅ゆふいん、有限会社ゆふいん道の駅の経営でございますが、対象といたしました。監査年月日は平成19年10月17日、監査の要領等につきましては公の施設の指定管理において所管課の指導監督、指定管理者の運営及び財産管理が適切に行われているかについて、市の所管課及び当該団体から聴取いたしました。

監査の結果につきましては、指定管理に至る経緯と協定書の内容について聴取しました結果、指定管理の期間は平成20年度末までとなっております。

2番目に事業報告書について、関係者立ち会いのもと経営状況を聴取しました結果、経営状況については順調であると認められましたが、施設の管理の一部は再委託となっているようであれば改善するように求めました。

3番目に物品の販売が事業の主たる目的となっており、道の駅ゆふいん指定管理者仕様書が遵守されていないようでありますので、これについては是正を求めました。

4番目に管理経費の妥当性という観点から、非常勤の取締役の役員報酬の正当性について検討を求めました。

次に、定期監査の結果についての御報告をいたします。地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を御報告いたします。

1、監査の対象としましては、市の財務に関する事務の執行状況及び合併に伴う事務等の進捗状況について、湯布院振興局地域振興課ほか7件の課を対象といたしました。監査年月日は、19年10月の17日であります。監査等の要領につきましては、1番目に市の財務に関する事務の執行状況、2番目に合併に伴う旧3町からの由布市への事務の引き継ぎ事項の状況、3番目に職員の勤務状況、以上3点について各課より聴取いたしました。

監査の結果でございますが、各課の状況については、1番目に湯布院振興局地域振興課についてであります。まず、地域活力創造事業の進捗状況の説明を受けました。2番目に、水道系の徴収簿等を確認し、徴収状況について聴取いたしました。

2つ目に、保険課でございますが、これにつきましては老人医療費が対前年比10%の伸びがあり注視が必要であります。

3番目に、健康増進課であります。3点について申し上げます。1番目に健診の個人負担分及び診療機関からの請求書を確認しました。2番目に乳幼児医療費の償還払いが現物給付となり利便性を確認しました。3番目に、引き継ぎ事項は随時処理されておりまして、事務は順調に遂行されております。

4番目に、財政課であります。合併特例債の状況について聴取しました。次に、財政調整基金の積み立ての目標を達成できるよう財政改革への取り組みを求めました。3番目に、中期財政計画の検証をお願いしました。

次に、会計課ですが、事務の実行状況について聴取しました。

次に、庄内振興局ですが、ほのぼの温泉館の指定管理への取り組み状況を聴取しました。それから、地域活力事業の進捗状況について説明を受けました。

7番目に、税務課でございますが、固定資産税の評価方法について説明を受けました。

8 番目に、人権同和対策課でございますが、住宅建築資金については不能欠損を含めた取り扱いの検討を求めました。

以上、共通項目としまして職員の勤務状況を出勤簿で確認しました。よく整理されておりますが、今後タイムカードの導入に向けた検討をお願いしたいということでございます。

次に、行政監査の結果について御報告いたします。地方自治法第 199 条 2 項の規定により行政監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

監査の対象は、由布市生涯学習施設の管理運営及び利用状況についてでございます。監査年月日は平成 19 年 1 月 27 日、監査の要領等につきましては経済性、効率性、有効性に基いた行政運営が行われているかについて担当課より聴取しました。

監査の結果、別紙の 14 施設について収支の状況、利用状況について監査を実施いたしました。その結果は、全般的に施設運営について費用対効果の精査、検討は行われていないよう見られました。

具体的には、次の 6 項目を指摘させていただきました。1 番目に、宿泊施設の寝具について契約方法の見直しを求めました。2 番目に、各種教室において、受益者負担の検討を求めました。3 番目に、施設の配置について市全体のバランスの検討を求めました。4 番目に、施設の使用料の見直しについて検討を求めました。5 番目に、体育施設について市の持ち出し限度額の検討を求めました。6 番目に、ラグビー場の有効活用を図るよう求めました。

次に、定期監査の結果について御報告を申し上げます。地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告いたします。

監査の対象は、市の財務に関する事務の執行状況及び合併に伴う事務等の進捗状況であります。監査年月日は、平成 19 年 1 月 21 日、26 日、29 日になっております。監査の要領につきましては、市の財務に関する事務の執行状況及び合併に伴う旧 3 町から由布市への事務引き継ぎ事項の状況について、各課より聴取いたしました。

監査の結果といたしまして、監査の要領等に基づき定期監査を実施した結果、特に指摘事項はありません。なお、各課の状況につきましては、報告書に記載してあるとおりでございますので省略させていただきます。

以上であります。

議長（三重野精二君） 例月出納検査及び財政援助団体監査、定期監査、行政監査の結果報告が終わりました。

日程第 4 . 請願・陳情について

議長（三重野精二君） 次に、日程第 4、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。

事務局長（二ノ宮健治君） お手元に、請願文書表並びに請願書の写しを差し上げております。
この請願文書表に基づいて朗読をいたします。

受理番号 15、後期高齢者医療制度の凍結、撤回を国に求める請願書、年金者組合大分県本部
執行委員長角安彦ほか6団体で、省略します。紹介議員は、西郡均議員でございます。

受理番号 16、最低保障年金制度の実現を求める請願書、同じく角安彦ほか6団体ございま
す。紹介議員は、西郡均議員でございます。

受理番号 17、医師・看護師などを大幅に増員させるための法改正を求める請願書、同じく角
安彦ほか6団体。紹介議員は、西郡均議員でございます。

受理番号 18、由布川小学校西側地域周辺整備についての請願、古野自治区自治委員吉永繁、
紹介議員は工藤安雄、淵野けさ子両議員でございます。

受理番号 19、由布市立湯平小学校教員加配の請願、湯平小学校PTA会長森山誠ほか1名、
紹介議員は、高橋義孝、立川剛志、江藤明彦各議員でございます。

受理番号 20、川西小学校の複式学級解消のための市職教諭の配置について、川西小学校PT
A会長浅川岳夫ほか2名、紹介議員は、久保博義、江藤明彦両議員でございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 朗読が終わりました。請願受理番号15から20までの6件については、
会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委
員会に付託をします。

日程第5．議案第79号

日程第6．議案第80号

日程第7．議案第81号

日程第8．議案第82号

日程第9．議案第83号

日程第10．議案第84号

日程第11．議案第85号

日程第12．議案第86号

日程第13．議案第87号

日程第14．議案第88号

日程第15．議案第89号

日程第16．議案第90号

日程第 17 . 議案第 9 1 号

日程第 18 . 議案第 9 2 号

日程第 19 . 議案第 9 3 号

議長（三重野精二君） 次に、本定例会に提出されました日程第 5、議案第 79 号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第 19、議案第 93 号平成 19 年度由布市水道事業会計補正予算（第 2 号）についてまでの 15 件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会で御審議をいただきます案件につきましては、既にお手元にお配りしてありますように由布市職員の給与に関する条例の一部改正、由布市交流体験施設条例の一部改正や一般会計等の補正予算など議案 15 件について御提案を申し上げますが、いずれも重要な案件でございますので、何とぞ慎重御審議の上、御協賛賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第 79 号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の改正は、給料表、扶養手当及び期末・勤勉手当の支給月数を改正するものでございます。給料表につきましては、初任給を中心に若年層に限定した給料月額を引き上げを行うもので、改定された級・率につきましては 1 級は 68 号まで、1.1%、2 級 36 号までが 0.6%、3 級 16 号まで 0.0%であり、4 級以上の改定はございません。

扶養手当につきましては、少子化対策の推進にも配慮することから子等に係る支給月額を 500 円引き上げるものでございます。また、期末・勤勉手当の年間支給月数の引き上げとして、勤勉手当の支給月数を 0.05 月分引き上げるものでございます。

いずれの改正につきましても、民間との間に格差が生じている状況を踏まえ、国家公務員に準じて改正を行うものでございます。

次に、議案第 80 号由布市国民健康保険税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

健康保険法等の一部改正に伴いまして地方税法が改正されましたので、国民健康保険税条例の一部取り扱いの見直しを行うものでございます。改正の内容につきましては、国民健康保険税の特別徴収を実施することとしたこと等を踏まえ、65 歳以上 75 歳未満の被保険者に対し特別徴収を行うため関係する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 81 号由布市小学校の設置に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

由布市挾間町内成にあります由布市立石城西部小学校を廃校とし、平成 20 年 4 月 1 日より由

布市立挾間小学校に統合するための条例改正でございます。

このことにつきましては、平成18年10月に設置されました教育問題検討委員会から平成19年6月に由布市立小学校における適正規模についての答申がございました。その中で、「由布市が教育効果を高める学校環境づくりを進めていく上で、学校規模の適正化の推進に当たっては複式学級を有する学校を対象とし、今後の児童数の推移や地域性を考慮して統廃合を行うことが必要です。」としておりまして、対象となる学校は9校でございます。石城西部小学校は、その中の1校になっております。

この答申を受け、8月から保護者、就学予定保護者及び地区民を対象に説明会を開催してまいりました。また、PTAや校区内自治会の代表者による要望もあり、教育委員会において審議された結果、石城西部小学校の統廃合が決定されたことに伴いまして条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第82号由布市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について御説明を申し上げます。

市立幼稚園授業料につきましては、現在月額3,000円を徴収しております。この授業料は、合併時、3町の平均的な授業料として設定されたものであります。当時の国の徴収基準月額6,100円の2分の1程度で保護者負担の軽減を図ってまいりましたが、大変厳しい財政状況でございます。幼稚園に係る経費も、園児の減少や園舎の老朽化によるランニングコスト等が増加している状況にありまして、また県内各市や町の状況を見ても、大分市は現在国の徴収基準月額と同額の6,300円と最も高く、竹田市と由布市が同額の3,000円と最も低くなっております。他の市の平均月額5,000円程度でございます。また、授業料とは別に入園料として津久見市は1,200円、竹田市は1,500円徴収しております。

このようなことから、財政負担の軽減や県内の市や町との均衡を図ることなどから、このたび市立幼稚園の授業料の見直しを御提案申し上げるものでございます。

次に、議案第83号由布市交流体験施設条例の一部改正について御説明を申し上げます。

これは、由布市海の家つるみについて行政財産を普通財産とし、払い下げを行いたいための条例改正でございます。海の家つるみは、旧湯布院町が佐伯市鶴見町と姉妹町として交流を図るため、平成3年8月に体験施設を建設されたもので、築後15年が経過し海辺ということもありまして、施設の傷みがひどく、年々修復箇所が多く生じているのが現状でございます。

また、当初計画していた海と山の体験交流は、所期の目的も達成されたものと思われまして、行政改革実施計画におきましても、平成19年度民間移譲、払い下げの検討項目で、社会教育委員連絡協議会と教育委員会で施設の管理運営について研究検討を重ねてまいりましたが、払い下げという結論に達しておりますことから、慎重なる審議をいただき可決賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第 8 4 号由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この案件につきましては、議案第 8 3 号で由布市海の家つるみを行政財産から普通財産とし、払い下げについての条例改正の御審議をお願いしておるところでございますが、この議案第 8 3 号が可決された後に「海の家研修所」を削除するものでございます。

次に、議案第 8 5 号、議案第 8 6 号土地改良事業の施工について一括して御説明を申し上げます。

この事業は、土地改良事業の元気な地域づくり交付金事業で、庄内地域の祐照庵地区と影戸地区の農業用排水施設の整備事業を行うものでございます。

事業内容につきましては、議案第 8 5 号の祐照庵地区が延長 6 2 2 メートルの水路を改修する事業でございます。概算事業費は、1,590 万円でございます。

議案第 8 6 号の影戸地区は、延長 2 6 4 メートルの水路を改修する事業で、概算事業費は 2,420 万円でございます。

事業実施計画は、両地区とも平成 2 0 年度から平成 2 1 年度までの 2 力年事業でございます。つきましては、土地改良法の手続を可能な限り早い時期に行い、工事施工の早期着手を行いたいということから今議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 8 7 号平成 1 9 年度由布市一般会計補正予算（第 4 号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに 4,102 万 7,000 円を追加して、予算の総額を歳入歳出それぞれ 159 億 297 万円とするものでございます。

まず、歳出の主なものを申し上げますと、総務費の財産管理費で旧湯布院町塚原地区の全共跡地約 20 ヘクタール分の分筆登記委託料でございます。民生費では、高齢者福祉で委託料の見込み増による介護予防・地域支え合い事業、障がい者福祉で対象者が増加したことに伴う自立支援事業費の増加、児童福祉では制度改正による児童手当の増額、その他に老人保健特別会計や介護保険特別会計への繰出金の追加でございます。

次に、衛生費では、医療機関の負担金や自己負担金及び市の補助金の変更に伴う高齢者インフルエンザ予防接種の委託料並びに実績見込み増によります各種予防接種の委託料、次に農林水産事業費では集落営農組織が規模拡大や賃借権等の長期契約に基づいて補助を受ける面的集積促進事業補助金、県営南庄内地区土地改良事業損失補償費、県営かんがい排水事業補助金、ほかに森林環境税の補助を受けて行います森のなかよし小路づくり推進事業でございます。

次に、土木費では路床の入れかえにより事業費が増額となりました向原別府線の七蔵司工区の改良事業、教育費では廃校となる小学校へ交付します小学校統廃合補助金、そして学校給食セン

ターの用地造成工事及び湯布院公民館の耐震診断の委託料等が歳出の主なものでございます。

次に、財源となります歳入の主なものは、国有提供施設等所在市町村助成交付金や国、県の支出金、寄附金、繰入金、諸収入となっております。

また、退職者や新規採用者及び育休職員等の人件費で財源調整を行い、歳入歳出の均衡をとっております。

なお、今回この補正予算の中に、県営南庄内地区土地改良事業損失補償費として提案させていただいておりますが、このことにつきましては合併前の庄内町と庄内町農協との間で損失補償契約が締結されておりまして、その契約に基づき、損失額について今年度末までの予定金額586万7,000円を計上いたしておりますが、現在この損失等につきまして契約相手方と交渉を行っているところでございます。相手方と損失額の協議が終了いたしましたら、早ければ今議会中でも損失補償についての追加提案をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第88号平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,775万2,000円を追加し、予算総額は41億7,049万円と定めるものでございます。主な内容につきましては、基金繰入金2億円の減額、また財政調整交付金1億2,040万8,000円の増額及び療養給付費交付金の前年度精算に伴う増額分4,311万3,000円等の計上を行いました。

歳出では、賦課徴収の見直しにより減額いたしまして、一般被保険者高額療養費4,443万8,000円の増額、また諸支出金の過年度精算に伴う返納金3,255万9,000円等の追加調整を行うものでございます。

次に、議案第89号平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億4,000万円を追加し、予算総額は51億2,554万6,000円と定めるものでございます。主な内容につきましては、医療費の見直しを行った結果、当初予算より5.1%程度の増加と見受けられることから、医療給付費2億4,000万円を追加計上いたしまして、その負担割合に基づき支払基金交付金等の追加調整を行うものでございます。

次に、議案第90号平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億880万7,000円を追加して、予算総額は30億5,763万4,000円と定めるものでございます。歳出では、総務費300万円を減額し、保

険給付費 1 億 9 2 2 万円、基金積立金 2 4 3 万円等を増額いたしました。充当財源といたしましては、介護保険料 1, 6 8 8 万円、国庫支出金 3, 3 8 2 万 1, 0 0 0 円、支払基金交付金 3, 6 2 8 万 3, 0 0 0 円、県支出金 1, 1 1 5 万 7, 0 0 0 円等の追加補正を行うものでございます。

次に、議案第 9 1 号平成 1 9 年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 1 6 7 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出の総額を 1 億 1, 3 4 8 万 4, 0 0 0 円と定めるものでございます。主な内容につきましては、来鉢、三船施設の機械器具の取りかえ、修理等に係る経費が主なものでございます。

次に、議案第 9 2 号平成 1 9 年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の増減はございません。健康温泉館収入の消費税還付金 8 2 3 万 4, 0 0 0 円を増額し、一般会計繰入金 8 2 3 万 4, 0 0 0 円を減額するものでございます。

次に、議案第 9 3 号平成 1 9 年度由布市水道事業会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは収益的事業で、工事費の確定に伴う調整と給与改定に伴う人件費でございます。資本的予算では、給与改定に伴う追加であり、歳入より歳出の不足する額を過年度分損益勘定留保資金により増額補てんするものでございます。

以上で、私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。詳細につきましては、担当部長及び課長から説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（三重野精二君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩をいたします。再開は 1 1 時 2 3 分とします。

午前11時14分休憩

.....
午前11時25分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。なお、案件のうち、日程第 5、議案第 7 9 号由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、全議案の詳細説明終了後、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 5、議案第 7 9 号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について詳細説明を求めます。総務部長。

総務部長（小野 明生君） それでは、議案第 7 9 号をお願いします。

議案第79号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年12月6日提出、由布市長。提案理由、国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行う。

お手元の4枚目、新旧対照表をお願いいたします。今回の改正は、扶養手当並びに期末・勤勉手当の改正でございます。まず、11条につきましては扶養手当の改正でございます。それぞれ子供については1人6,000円でありましたのが、今回改正によりましてそれぞれ6,500円、500円増額ということになります。

次に、第22条につきましては、期末・勤勉手当の関係でございます。100分の72.5を100分の75に今回改正するものでございます。

それで、行政職の給料表につきましては別表第5条関係にございますので、御一読をお願いいたします。

附則、施行期日、この条例は公布の日から施行し平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の第22条第2項第1号については平成19年12月1日から適用する。

経過措置、2、平成19年12月支給の第22条第2項第1号の勤勉手当については100分の77.5を乗じて得た額とする。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第6、議案第80号由布市国民健康保険税条例の一部改正について、詳細説明を求めます。保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 議案第80号由布市国民健康保険税条例の一部改正について次のように定める。

提案理由といたしましては、健康保険法等の一部を改正する法律、平成18年法律第83号により国民健康保険税の特別徴収を実施することとしたこと等を踏まえ、所要の規定の整備をする必要が生じたためでございます。

内容につきましては、ページをふっておりませんので3ページ目、3枚目という表現を使いましょう。1、2、3枚目、4枚目になるんですかね。の新旧対照表で説明をしていきたいと思えます。

健康保険法等の一部改正に伴う保険税について、徴収方法等の見直しがありました。で、65歳以上75歳未満の被保険者に対し特別徴収を行うこととなったため、必要な法規の整備をするものでございます。今回の追加といたしましては、第13条から第19条 というのは、4ページの下の方に13条がずっとございます。までの7条を新規に加えまして、これは特別徴収事務の取り扱いでございまして、また経過措置の条項等の追加でございます。

それからずらっと行って、5ページの下の方でございまして、保険税の減額につきまして

は条項の1項でございます。第11条第1項中次条 次の条ですね 第1項を第20条第1項に繰り上げいたしました。これによりまして、次のページでございますけれども、附則がございます。附則の9項から23項までの一部繰り上げに伴う移行及び22項から23項 一番最後のページですけれども につきましては平成18年度に改正されておりました。それが未処理のまま現在まで来ておりましたので、これを今回整備をいたしましたということでございます。

1ページ、2ページ目の方に戻っていただきたいと思います。ここで2ページの下のページですけれども、経過措置がございます。これは4項、5項でございます。この事務の取り扱いにつきましては、平成20年度の保険税をどのように賦課決定するのかという条文でございます。これに賦課決定する際に、真ん中から上の方、ちょっと上の方ですね、「特別徴収の方法によって保険税を徴収することが著しく困難であると認める者」という表現が出てきます。それから下の方に、下から1、2、3行目ぐらいですね、「これに伴って特別な事情がある場合においては所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額」ということになっております。これは、平成19年度分の保険料額に相当する額ということでございますので、この取り扱いにつきましては介護保険法を準用するということになっておりますので、これを決める際に市長と協議をしながら被保険者の無理のないような保険税の賦課決定をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第7、議案第81号由布市小学校の設置に関する条例の一部改正について、詳細説明を求めます。教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 議案第81号由布市小学校の設置に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしまして、由布市立石城西部小学校を平成20年4月1日付で統廃合するためのものであります。

2枚目の新旧対照表をお願いいたします。名称及び位置の第2条の中で、由布市立石城西部小学校を割愛するというので、以下略であります。この条例は、平成20年4月1日から適用するというものであります。

以上であります。

議長（三重野精二君） 次に、日程第8、議案第82号由布市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について、詳細説明を求めます。教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） それでは、議案第82号由布市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしまして、国の基準額及び県内の公立幼稚園の授業料の状況等を勘案し、近隣公立幼稚園との均衡を図るための改定をするものであります。

次のページをお開きください。第3条中、「3,000円」を「3,500円」に改めるもの
あります。この条例は、平成20年4月1日から施行するというものであります。

以上であります。

議長（三重野精二君） 次に、日程第9、議案第83号由布市交流体験施設条例の一部改正につ
いて、詳細説明を求めます。教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 議案第83号由布市交流体験施設条例の一部改正について御説明い
たします。

提案理由として、「由布市海の家つるみ」の払い下げを行うためのものであります。行政財産
から普通財産にしたいという項目を割愛をお願いしたいし、後に差しかえますのでよろしくお願
いいたします。

次のページであります。2条中の「由布市つるみの家」を削りまして あ、次の現行と改正
案を見ていただきたいんですが、交流体験施設は2つありますけども、「由布市海の家つるみ」
を削ると、削除ということで、経過措置の2項目を削除するということでもあります。

以上であります。後で差しかえをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（三重野精二君） それでは、議案第83号の差しかえを後で次長やってください。

次に、日程第10、議案第84号由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の
廃止に関する条例の一部改正について、詳細説明を求めます。教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 議案第84号由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の
施設の廃止に関する条例の一部改正についてであります。提案理由といたしまして、由布市交
流体験施設条例（平成17年条例第109号）の一部改正に伴い所要の改正を行うものでありま
す。

これにつきましては、次のページをお開きください。第27号の「海の家研修所」を削りまし
て……。

議長（三重野精二君） 休憩します。

午前11時37分休憩

午前11時39分再開

議長（三重野精二君） それでは、再開します。

産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 議案第84号について御説明申し上げます。

由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正につ
いて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部を改

正する条例を次のように定める。平成19年12月6日、由布市長。

提案理由といたしまして、由布市交流体験施設条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うというものです。

次ページをお願いいたします。由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部を改正する条例といたしまして、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部を次のように改正するということでございます。

次のページの比較表、現行と改正案について説明をさせていただきます。

現行(27)の「海の家研修所」と現行はございますが、これを廃止をするということで27の「海の家研修所」を削除いたしまして、28から以降につきましては27、B&G海洋センター以降、スポーツセンターと1個ずつ繰り上げるということでございます。

以上です。

議長(三重野精二君) 次に、日程第11、議案第85号土地改良事業の施行について、祐照庵地区の詳細説明を求めます。産業建設部長。

産業建設部長(篠田 安則君) 議案第85号につきまして説明申し上げます。

なお、もう86号も元気な地域づくり交付金事業、土地改良事業を、同様の事業でございますので、もう一括して説明をさせていただきたいと思っております。

議長(三重野精二君) はい、どうぞ。

産業建設部長(篠田 安則君) 土地改良事業の施行について、土地改良事業、元気な地域づくり交付金事業を施行したいので、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求める。平成19年12月6日、由布市長。

議案第85号の提案理由といたしまして、庄内町祐照庵地区農業用排水施設整備事業を行うためでございます。

次のページをお願いいたします。この事業の概要でございますが、事業名といたしまして元気な地域づくり交付金事業、地区名といたしましては、全体では由布地区となっておりますが、小分類でいきますと、地区名は由布市庄内町祐照庵地区としております。

事業内容といたしましては、農業用排水施設、延長622メートル、概算事業費として1,590万円、負担区分といたしましては国庫補助金が55%、県費が15%、市費負担金が15%、地元負担金15%、これにつきましては地元負担につきましては由布市の土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例に基づく地元負担となっております。

次が、86号でございます。86号も同様の事業でございますが、提案理由といたしまして庄内町影戸地区農業用排水路整備事業を行うためでございます。

計画の概要といたしましては、事業名同様の元気な地域づくり交付金事業、地区名といたしま

して由布市庄内町影戸地区でございます。

事業内容は、農業用排水施設、延長264メートルでございます。概算事業費として2,420万円、負担区分につきましては国庫補助金55%、県費補助金15%、市費負担金15%、地元負担金15%、祐照庵地区と同様でございます。

いずれの事業も、20年度、21年度の2カ年を予定している事業でございます。よろしくお願いたします。

以上です。

議長（三重野精二君） 次に、日程第13、議案第87号平成19年度由布市一般会計補正予算（第4号）について、詳細説明を求めます。財政課長。

財政課長（米野 啓治君） それでは、議案第87号平成19年度由布市一般会計補正予算（第4号）の説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,102万7,000円を追加いたしまして、予算の総額を159億297万円にお願いするものでございます。

16ページをお開きください。まず、歳出から申し上げます。今回は、退職者それから新規採用者及び育休職員等の人件費及び職員の給与実績等により、歳入歳出の一応職員給与費の調整を項目すべて調整を行っております。

まず、それでは主なものを申し上げます。まず、総務費でございます。17ページの一般管理費で負補交、県派遣職員の人件費でございますが、これは県から出向されてます都市景観室の職員の給与の追加でございます。

それから、財産管理費で委託料、これは湯布院塚原地区の全共跡地20ヘクタール分の分筆登記委託料でございます。

それから、19ページをお開きください。2目の賦課費でございます。委託料、市民税入力業務となっておりますが、平成20年の住民税申告書等のデータ入力業務委託料でございます。

それから、21ページをお開きください。民生費でございます。2目の高齢者福祉で委託料、介護予防地域支え合い事業で介護補助にのらないすべて単費分のこれは見込み増による追加でございます。

それから、3目の障害者福祉費、扶助費で22ページにまたがっておりますが、節で更生訓練費等給付費と共同生活介護給付費それから自立訓練給付費、共同生活援助給付費、これは対象者が増となったための自立支援事業費の増額となっております。

それから、5目の老人保健事務費それから6目の介護保険事務費につきましては、見込み増によります繰出金のそれぞれ増額となっております。

23ページの児童福祉総務費につきましては、扶助費で制度改正によります児童手当の増額を

行っております。

28ページをお開きください。衛生費でございます。4目の予防費で高齢者インフルエンザ予防接種の委託料で、自己負担が1,500円から1,000円になったため、その500円の差額を医療機関と市で250円ずつ負担して、年間的人数5,500人の増額分でございます。

それから、予防接種につきましては実績見込みの増でございます。

それから、31ページをお開きください。農林水産業費でございます。3目の農業振興費で負補交の中の農業経営基盤強化資金特別利子助成補助金、これは一応債務負担行為の分でございます。

それから、面的集積促進事業補助金、これにつきましては規模拡大や賃借権等の長期契約に基づいて国の補助を受ける事業でございます。これは新規となっております。

それから、補償補てん及び賠償金で県営南庄内地区の土地改良事業損失補償費を計上しております。

それから、一番下の農地費でございます。負補交で県営筒口地区のかんがい排水事業補助金でございます。

32ページをお開きください。林業振興費、2目の林業振興費で委託料森林環境税の100%補助を受けて行います森のなかよし小路づくり推進事業、新規で計上しております。

次に、33ページをお願いします。土木費でございます。土木費、土木総務費で負補交の中の井路補修工事補助金、これは元治水路の分でございます。

34ページをお開きください。道路新設改良費で工事請負費はお手元に配付している明細書のとおりでございますが、向原別府線の七蔵司工区の分でございます。土質の違った関係で路床の入れかえをしなければならないということになりましたので、その工事費を上げております。

36ページをお開きください。教育費でございます。事務局費の19節負補交で小学校統廃合補助金、石城西部小学校の補助金でございます。

39ページをお開きください。学校給食費で あ、大変済みません、40ページになりました委託料、これにつきましては当初で本体造成及び地質調査の設計管理費等を上げておりましたが、今回造成工事の設計委託料となりまして減額となっております。それから、工事請負費につきましては造成工事費を新規に計上いたしております。

41ページの公民館費でございます。次の42ページに、これも委託料で湯布院公民館の耐震診断委託料を計上いたしております。

43ページにつきましては災害復旧費でございます。農業用施設災害復旧費につきましてはこれは組み替えでございます。

44ページの林業施設災害復旧費につきましては、災害査定結果による減額でございます。

それから、公共土木施設災害復旧費につきましては工事費の追加でございまして、補助残につきましてはすべて100%起債を充当いたしております。

以上で歳出を終わります。

それから、11ページの歳入を説明いたします。まず、9款でございます。国有提供施設等所在市町村助成交付金、これは自衛隊が使用する演習場等の所在市町村に対して交付されるものでございまして、12月1回といいますか、交付金が決定による差額の追加でございます。

次の13款分担金及び負担金につきましては、老人ホーム寿楽苑の入所者減による減額でございます。

以下、国、県の支出金につきましては、それぞれの事業の補助割合に応じまして増額、減額をいたしております。

それから、14ページをお開きください。18款の寄附金でございます。一般寄附金につきましては3件ございました。それから、特別寄附金につきましては1件ございまして、生涯学習課の図書購入費に充当いたしております。

それから、19款の繰入金につきましては、肉用牛特別導入事業基金より一般に繰り入れしております。それから、一般会計よりこの分を過年度国費の精算返納金として支出しております。トンネル事業でございます。

21款の諸収入、まず雑入でございますが、総務課の雑入につきましては後期高齢者広域連合より派遣職員分の負担金、これは上半期分の人件費でございます。

それから、農政課の雑入につきましては中山間地域等直接支払交付金、過年度交付金、これは減額の227万7,000円となっております。

それから、緑の羽根募金交付金が58万2,000円ございまして、これは相殺して169万5,000円の減額となっております。

それから、福祉対策課につきましては日用生活用具事業の精算分1万1,000円、それから臨時雇用保険料が5,000円となっております。

小松寮につきましては、給付費外のサービス利用料でございます。222万6,000円、それから自販機手数料が7万2,000円、それから施設の職員給食代が2万4,000円となっております。

それから生涯学習課につきましては、湯布院地域放課後子供教室の参加者が減となって減額いたしております。

次に、市債でございます。まず、土木債につきましては向原別府線七蔵司工区の辺地対策事業債を追加いたしております。それから、教育債につきましては給食センターの設計管理をやめ、造成工事になった相殺分を減額として計上いたしております。それから、災害復旧債につきまし

ては、事業費の追加により増額いたしております。

以上で、6ページ、7ページ、8ページに、それぞれ継続費の追加、それから債務負担行為の追加、地方債の変更を掲載いたしております。

以上で、説明を終わります。

議長（三重野精二君） 次に、日程第14、議案第88号平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 議案第88号平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明をしたいと思います。

歳出の8ページから説明をいたします。今回の補正は、高額療養費等の追加及び基金2億円の減額、また決算による剰余金2億円を療養給付費の一般財源に計上をしたための財源調整を行うものでございます。

1款1目一般管理費につきましては、18備品購入費、これは電算プリンターが故障いたしましたので新規に購入する経費でございます。

1目の賦課徴収費でございますけども、これは国保の中に公用車3台分の車検と整備、修理代を計上いたしております。これは、契約管理課の方で予算措置をされておるということでございましたので、今回減額をいたしました。

次に、10ページでございますけども、4款の1目介護給付費でございます。これは17年度確定によります精算分でございます。

次に、11ページでございますけども、6款の3目特定健康診査事業費でございます。18節の備品購入費、これにつきましてはパソコン2台とプリンター1台分でございます。それと、9款3目償還金でございますけども、これにつきましては療養給付費等負担金の確定をいたしましたので、確定日が19年6月でございます。

次に、6ページの歳入を説明をしたいと思います。歳入につきましては、財源調整交付金の増額等に伴う調整及び一般会計繰入金の追加補正でございます。5款1目の財政調整交付金につきましては、見込みを算定をいたしまして3億2,900万円ちよい増額ということで、この分を差し引きしますと1億2,000万円の今回補正の増ということで計上いたしました。

次に、次の7ページ12款の1目一般会計繰入金でございます。3目の財政安定化支援事業繰入金でございますけども、当初5,381万6,000円で当初計上いたしておりました。今回決定されましたので、5,454万3,000円、これを差し引きした分を今回増額ということで補正で計上いたしました。マイナス分については、歳出の減額の分をマイナスで一般会計に戻すということでございます。

以上で、歳入歳出それぞれ9,775万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ41億7,049万円と定めるものでございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） ここで休憩をします。

再開は13時から。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

議長（三重野精二君） 再開をいたします。

次に、日程第15、議案第89号平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 議案第89号平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第3号）の説明をしたいと思います。

ページが、6ページの歳出から説明に入りたいと思います。

今回の補正につきましては、医療費支弁予定額の見直しを行いました。それによりまして2億4,000万円ほどの追加という形の今回の補正でございます。ちなみに、全体で1年間比較しますと5.1%の増加を見ております。

次に、5ページの歳入に移りたいと思います。全体の医療費の見直しによりまして2億4,000万円を計上いたしました関係上、交付金等の負担割合等によります調整を今回行いました。

以上で、歳入歳出それぞれ2億4,000万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ51億2,554万6,000円と定めるものでございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第16、議案第90号平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての詳細説明を求めます。保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 議案第90号平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を行いたいと思います。

歳出の8ページから説明をしたいと思います。今回の補正の内容でございますけども、介護給付費等の見直しを行いまして増減調整をいたす補正でございます。10月末現在、確定数をもとに11月以降の支出見込みを算出いたしました。

介護給付費につきましては、28億8,415万4,000円、年間の見込みでございます。それに伴いましてすべての調整を行いました。

2款1目介護サービス等諸費でございますけども、居宅介護サービス給付負担金でございます

けども、現計予算につきましては6億6,443万9,000円で、10月末で支出済み額が4億4,382万7,000円と、11月以降につきましては予定額としては4億4,061万2,000円、年間では8億8,443万9,000円と、この差額分が2億2,000万円の今回の予算の計上でございます。

次に、10ページ目でございますけども、4款の基金積み立て、1目の基金給付費準備金積立金でございます。これは、支払い基金介護給付費に伴う精算でございます。これプラス利子分がございますので、5万4,151円を追加いたしました。これを基金の方に積み立てをするということでございます。11月1日現在の基金でございますけど、8,288万1,794円ございます。この分の今回243万円を計上しますと8,531万1,729円の基金の額になります。

次に、5ページの歳入でございます。介護給付費等の見直しによりまして増減調整を行う追加補正でございます。1款1目の第1号被保険者保険料でございますけども、当初予算では特別徴収保険料につきましては当初予算では85%で見ておったんですけども、10月末現在で見直しをしまして91%に変更をいたしました。

普通徴収保険料につきましても、当初は15%を9%にダウンということで、今回の補正の調整をいたしました。

6ページでございますけども、7款の繰入金でございます。繰入金の3目その他一般会計繰入金でございます。これは歳出で意見書の作成料を見直しをいたしました。11月以降の見直しを行いまして、300万円の減ということで今回減額をいたしました。

以上で、歳入歳出それぞれ1億880万7,000円を増加し、総額を歳入歳出それぞれ30億5,763万4,000円と定めるものでございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第17、議案第91号平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

環境商工観光部長（佐藤 純史君） それでは、詳細説明を申し上げます。

議案第91号平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出それぞれ167万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,348万4,000円と定めるものでございます。

まず、支出から行きたいと思えます。6ページをごらんください。主なものとしまして、27款の公課費でございます。減額の190万6,000円でございます。これにつきましては、18年の4月1日から19年の3月31日の申告分でございますが、合計的には65万3,100円の申告でございます。したがって、18年度中に中間納税額として45万9,300円を払っておりますので、今回の納税額が19万3,800円になります。

当初予算では、210万円を計上しておりましたので、19万3,800円を引きますと190万6,000円の減額ということになっております。

それから、3の維持管理事業費でございますが、11の需用費でございますが、これ来鉢、三船処理場のポンプ修理1号、4号のポンプ修理等の修繕費でございます。これに充てます財源としましては、5ページをごらんください。5ページの一般からの繰入金が33万6,000円でございます。

それから、農業集落排水事業基金繰り入れでございますが133万3,000円、それから繰越金の最終的調定でございますけども2,000円ということで財源を充てております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第18、議案第92号平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。健康温泉館長。

健康温泉館長（佐藤 和利君） 議案第92号平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）を説明いたします。

通しの3ページをお願いしたいと思います。事項別明細で、歳入といたしまして1款1項温泉館収入、3の諸収入でございます。消費税の還付金823万4,000円の増額をいたしました。それから、2款の繰入金、1目の繰入金で一般会計からの繰入金、逆に823万4,000円の減額を行っております。今回は、歳入の項目でございます。

以上です。

議長（三重野精二君） 次に、日程第19、議案第93号平成19年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。水道課長。

水道課長（目野 直文君） 議案第93号平成19年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、説明をいたします。

3ページをお願いいたします。支出でございますが、収益的支出でございますが、2目の配水及び給水費の請負工事費の140万円の減額でございますが、これにつきましては計量法に伴います8年更新の事業勘定に伴います減額であります。総係費につきましては、給与改定に伴います人件費と、12節の印刷製本費では郵便局から郵貯銀行に、民間委託への変更するのに当初一括して印刷ができませんでしたので、最終的に名称変更をするのに50万円の今から印刷分が足りないということでありまして、で、これらは予備費で調整するというところでございます。

4ページをお願いいたします。資本的支出でございますが、この資本的も給与改定に伴うものでございます。

で、1ページをお願いいたします。3条の資本的収入及び支出でございますが、予算第4条本文括弧書中「不足する額2億2,560万2,000円は、」を「不足する額2億2,569万

1,000円は、」に、「過年度分損益勘定留保資金1億2,564万2,000円」を「過年度分損益勘定留保資金1億2,569万1,000円」に改めたいということでございます。

よろしく願いいたします。

議長（三重野精二君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

それでは、ただいま上程されました議案第79号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

お諮りします。議案第79号由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、これより全員により審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号については、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定をしました。

これより、審議に入ります。議案第79号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 幾つかお尋ねいたします。

先ほど、会議の冒頭で給与表の訂正等が行われました。給与表じゃなくて、給与明細書をですね。

それで、幾つかお尋ねしたいんですけども、1つは市職員労組との妥結がいつでどういう内容でそれがあったのか、その点を明らかにしておいてください。先ほど初任給の格づけ等も、高卒はかわらないけども大卒はかわったみたいなことを先ほど言ってましたんで、それらも含めてどういう項目が妥結しているのか。

挟間のことを言って、はなはだ僭越なんですけども、以前はこれ妥結が行われた直近の議会の冒頭でその内容についてつまびらかに議員に報告していた経緯があります。今回でも、行政報告の中できちっとそれらを言うべきじゃなかったかと私は思います。

2点目に、お尋ねしたいんですけども、ここに附則、施行期日と経過措置が書いてます。施行期日が改正後の22条第2項第1号については これは勤勉手当のことなんですけども、平成19年12月1日から適用するとなっております。経過措置の中では、同様の22条第2項第1号の勤勉手当についてはこの改正条例じゃなくて100分の77.5を乗じて得た額とするということで相矛盾することをここに書いてるんじゃないかというふうに私は思うんですけども、その点をどういうふうに見られているのか教えてほしい。

3点目は、やはりこの条文なんですけども、当然施行期日が19年の4月1日からさかのぼり適用するということになれば、当然7月のボーナスにも反映するわけなんですけども、その分が

一体どうなっているのか、それも含めて77.5になっているのかどうか、その辺を詳しくきちっと教えてほしいというふうに思います。

4点目は、実は先般の議会で消防職員の7級が8級、一般職と同じようになって、公安職を削ってしまったんですけども、ところが規則を見ますとまだ公安職が残ってんですね。なぜこういう規則改正がされないのか、そこ辺が私納得いかないんですけどね、例規集の12654ページです。これでは、まだいまだに7級制をとっているというようなふうになってますんで、以上の点についてわかるように教えていただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 8番、西郡議員さんの御質問にお答え申し上げます。

組合との賃金確定交渉の経緯でございますけども、11月に組合との交渉がございました。今回の人勧に関することにつきましては、先ほど、冒頭、部長が御説明申し上げましたけども3点のことについて妥結いたしております。

1点目につきましては、配偶者を除く扶養手当、現行6,000円の分が6,500円アップということが1点目でございます、2点目につきましては勤勉手当、一時金のうちの勤勉手当を0.05月引き上げるということでございます。

ただし、先ほど施行期日と経過措置のことについても説明がございましたが、この0.05月につきましては人勧では、6月の勤勉手当を0.025、それから12月の勤勉手当を0.025引き上げる、あわせて0.05月引き上げるという勧告がございました。

そのことにつきまして、6月の勤勉手当につきましては徒過いたしてございますので、今回の分につきましてはその0.025月を12月に加算すると、12月に本来であれば0.025の勧告がございましたけども、本人に限っては0.05を引き上げるという内容でございます。

それから、あと1点は給料表の改定でございます。これにつきましては、1級から3級まで、特に若年層に配置した人事院勧告が出ておりまして、中高年における給与勧告はなされておられません。したがって、1級から3級に所在する職員、それにつきましても号俸で制限がございます。最高で約2,000円、少ないので200円、300円程度の引き上げということになってございます。このことにつきまして組合との妥結を見たところでございます。

続きましての質問で、給与費明細の修正のことについての御質疑でございますけども、これにつきましては国と私どもの市の職員の初任給を比較したときに、市の職員の方が4号ほど高いランクにあります。このことが給与費明細で単純に国が適用してます金額を由布市の方に修正しないまま掲載してあったということで、現況の数値に訂正させてもらったということでございます。今までの私どもの大卒の初任給の給料月額が、大変申し訳ございませんが間違っておったということで御了解願いたいと思います。

それから、施行期日の1番の「ただし」からですね、改正後の22条の2項第1号についてでございます。これにつきましては、勤勉手当のことをしておりますけども、この施行は先ほど言いましたように6月の0.025分がもう既に経過してございますので、12月にまとめてその分を上乗せするというこの意味合いで19年の12月1日から適用するというこのこと書かせていただきました。

それから、経過措置につきましてはこれも同じような話でございますが、本来ここは12月分の勤勉手当は100分の725の支払い月数でございましたけども、12月分をそれに0.025分を12月に持ち込むという意味合いで、ここに100分の77.5を乗じて得た額というふうにさせていただいております。

それから、最後の4点目でございます。公安職の規則の中で、まだそういう公安職の給料表が、公安職の関係の資料が規則の中に載っておるとこの御指摘につきましては整備ができましたけども、今私どもの方で規則の改正を改正事務を行っているところでございますので、いましばらくお待ち願いたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 条例がかわってるわけですからね、規則も同時にかえるっていうのが当然のことなんで、規則だけ後で準備しますちゅうなら今まで規則を見せていただいて条例も審議するという立場をこっちもとればよかったんですけど、ゆめおろそかにそういうことをしないでだろうと、やっぱりきちっと準備はしてるだろうということこっちは思っておったんで、今から慎重にその辺は規則も示してもらいながら審議するようにしたいというふうに思います。

今度の改正点で、特に大学については1級の29号から33号になった理由について私受結でそうなったんかと思ったら、今まで議会をだましてたんだということを今言われましたけど、そうなるちょっとどうしたもんかなと思うんですけどね。

この初任給の格づけ等についてはたびたびこの場でも取り上げてましたんで、そういうことになりますと、これはまた別の問題ですからまた後で議論したいと思います。

議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。小林華弥子君。

議員（1番 小林華弥子君） 今の同僚議員の質問の答弁を聞いてちょっと気づいてしまったんですけども、もう一遍再確認なんですけども、施行期日のところと経過措置があってないというところの答えが、ちょっともう一遍確認したいんですけども、これ基本的には平成19年の4月1日から適用されると、で、そうなる6月のときの分と今回の12月の分が適用されて0.025ずつ適用されるから、ただ6月のときにはその分やってなかったんで、今回あわせて6月の0.025と12月の0.025をあわせて今回0.5にするということですよ。

ということは、1の改正後の22条第1項1号については12月1日から適用しちゃいけないんじゃないんですかね。この1文が要らない、この1文があると6月のときの0.025はやらなくていいという話になっちゃうんじゃないかなと思うんですが、そういう意味で質問されたんじゃないのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（三重野精二君） 休憩します。

午後1時25分休憩

午後1時27分再開

議長（三重野精二君） 再開します。総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 済みません、そこに公布の日から施行し19年の4月1日から適用するということでございますので、給料、期末手当につきましても4月1日から適用すると、その中で勤勉手当につきましては6月が徒過してございますので、12月1日から適用するというので、そういう解釈でぜひお願い申し上げたいと思います。（「わからんて、わかるように説明しちやらな」と呼ぶ者あり）

議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

議員（1番 小林華弥子君） ごめんなさい、私ちょっとわかんないですけど。

この4月1日から適用されますよね。てことは、勤勉手当の部分については6月1日の分にも適用されてるといはずなのに、「ただし」つって、この22条第2項1号については4月1日からの適用じゃなくて12月1日の適用にしますって言い直してるんですよ、「ただし」っていうことは。

本文条例全部は4月1日からだけれども、この22条第2項1号の部分については4月からではなくて12月1日から適用するってただし書きをつけてるといことは、6月のところは適用されないっていうふうに見るんですけど、違いますでしょうか。

議長（三重野精二君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） ちょっと、私の説明がまずうございました。

19年の4月1日から適用するというのは、扶養手当、給与等々についての改定が4月1日から適用ということでございます。

で、勤勉手当等につきましては、12月1日から施行じゃなく適用を、適用しようたってもう6月徒過してますんで、12月1日の基準日、12月の賞与の基準日が12月1日でございます。そういうことからして、12月1日から、その基準日から適用するということです。

議員（1番 小林華弥子君） そしたら、6月の0.2はさかのぼるのおかしいよね。

総務課長（秋吉 洋一君） 適用を12月1日の、12月の賞与の基準日にあわせると、適用を。

議員（１番 小林華弥子君） 適用、施行と……。 （「経過措置で６月分を払いますっていうんじゃないんか、そこまで言や完璧だ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）６月の時点では何%なんでしょうか。

総務課長（秋吉 洋一君） ６月ですか、６月が先ほど言いましたように０．０２５引き上げ、で、１２月につきましても０．０２を上げて、６月が経過してますんで経過措置としてですね、上乘せして０．０５月を１２月で、１２月１日の基準日にあわせて、適用にあわせて支給するという事と。

議員（１番 小林華弥子君） 適用って……

総務課長（秋吉 洋一君） ぜひ御理解ください。（笑声）お願いいたします。

議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第７９号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員２３名中起立２３名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

議長（三重野精二君） これで本日の日程は、すべて終了いたしました。次回の本会議は、１２月１０日午前１０時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。御苦労さまでございました。

午後１時３０分散会